

3. 医療費の助成など

(1) 重度障害者医療費の助成

医療費の助成は、保険給付に伴う医療費の患者負担から一部自己負担額（1つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり 入・通院各最大500円/日）を控除した額が助成されます。

ただし、食事や室料など健康保険の適用にならないものは除きます。

障害者医療証の交付を受け、受診の際に保険証とともに提示してください。

一部自己負担額の上限額は、3,000円/月です。申請により、上限額を超える額を還付します。

なお、重度障害者医療証の有効期限は、10月31日までです。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1級又は2級の交付を受けている人 ・療育手帳 Aの交付を受けている人 ・身体障害者手帳を所持し、療育手帳 B1の判定を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている人 ・指定難病(特定疾患)受給者証所持者で障害年金(又は児童扶養手当)1級該当者 <p>※所得制限有り</p>	
手続	医療証の交付	障害の状況を証する書類、健康保険証
	医療証の更新	障害の状況を証する書類、健康保険証、今お持ちの医療証
	医療証の再交付	障害の状況を証する書類、健康保険証
	医療費助成金の請求	領収書、振込口座の確認できるもの、今お持ちの医療証

(2) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神通院の指定を受けている医療機関で、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするための医療に係る費用を公費で負担します。

対象者	通院により精神疾患の治療を受けている人
有効期限	1年（更新は、有効期限の3ヶ月前から可能）
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて負担上限額が決まっています。
手続	診断書、世帯の課税状況を証する書類、健康保険証
備考	有効期限内の更新申請時の診断書の提出は、前回の申請時から病状の変化及び治療方針等の変更がなければ、2回に1回は省略できます。